Ⅱ 各 部 門 の 政 策

<u>1 生活 ·安心 ~いつまでも元気で心豊かに安心</u>して暮らせるふるさと・北海道

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進

【結婚や出産の希望をかなえる環境づくり】

■結婚を希望する方への支援

- ・結婚を望む方の希望が実現するよう、ポータルサイトなどによる適切な情報提供体制の整備やセミナーの開催、結婚に関する相談支援やアドバイス等を適切に行うことができる体制づくりを進めます。
- ・住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを 望んでいる方が多くの出会いに恵まれるよう、 近隣市町村が協議する場を設け、実施する婚活 事業などの情報共有や連携により、効果的な事 業実施に向けた支援を行います。
- ・次の世代の親となる若者への意識啓発を図るため、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや少子化の現状・課題への理解を深めるための講座やセミナー等を開催します。

■妊娠・出産、子育て支援体制の充実

- ・特定不妊治療や不育症治療を受ける方の心情に 寄り添った支援に努めます。
- ・妊娠から出産・子育で期までの切れ目のない支援の推進や子育での不安解消を図るため、「女性の健康サポートセンター」の相談機能の強化、子育で世代包括支援センターの設置促進、病児等の保育体制整備支援の拡充、地域子育で支援拠点施設の設置促進、障がい等のある子どもへの支援の充実、妊娠・出産から新生児期に至る高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療システム充実や分娩可能な産科医療機関がない地域の妊産婦への支援、生後4か月までの全戸訪問事業に対する研修、児童虐待防止対策の推進、子育で環境のバリアフリー化促進に努めます。

〈参考〉合計特殊出生率の推移

■周産期医療体制の維持・確保

・地域で安心して出産できるよう、「北海道医療計画」に基づき、周産期母子医療センター等の整備や産婦人科医師等の確保に努めていきます。

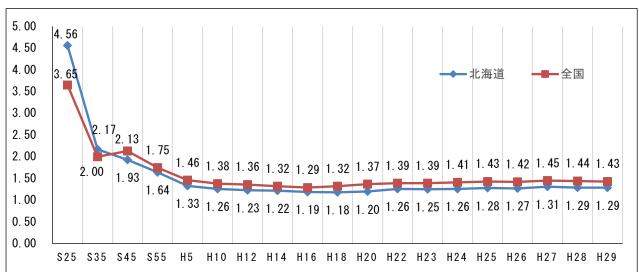
【安心して子育てできる社会の形成】

■少子化対策の総合的かつ計画的な推進

- ・「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策 推進条例」に基づく第三期「北の大地☆子ども 未来づくり北海道計画」により、総合的かつ計 画的に少子化対策を推進します。
- ・少子化対策は、社会全体で取り組む必要がある ことから、市町村、事業者、関係団体等と相互 の連携の下、施策を推進します。

■子育て支援体制の充実

- ・父親の育児への積極的な参加を促進するため、 ポータルサイトによる情報提供や、企業と連携 した父親の意識醸成を図る講座などを開催しま す。
- ・家庭と仕事との両立を図るため、多様なニーズ に応じた保育サービスの提供、放課後児童クラ ブの設置、ファミリー・サポート・センターの 活動促進、母子家庭等就業・自立支援センター による相談、育児休業制度の普及、両立支援に 関する普及啓発等に努めます。
- ・子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、 市町村と連携し多子世帯における第2子以降(3 歳未満児)に係る保育料の無償化や乳幼児を抱え る家庭等の医療費の助成等を行います。
- ・ひとり親に対する就業相談や資格取得への取組 促進など、ひとり親家庭の親の就業を支援しま す。



〔資料:厚生労働省「人口動態統計」〕

■社会全体による取組の促進

- ・地域の子育て支援の取組を推進するため、ボランティア団体等に対し、「せわずき・せわやき隊」への参加を促進するとともに、子育てと仕事の両立等に取り組む企業・団体による全道規模の組織である「北海道すきやき隊(子育て応援団)」への登録を促進します。
- ・市町村や関係団体等の連携による子育て支援の 仕組みづくりを推進するため、子育て世帯が買 い物や施設などを利用する際に特典が受けられ る「どさんこ・子育て特典制度」を推進します。
- ・親子が安心して外出できる環境づくりを進めるため、市町村(公共施設)・店舗・企業等の協力を得て、「授乳」や「おむつ交換」ができる「北海道赤ちゃんのほっとステーション」の登録制度を推進します。
- ・本道を出産や子育てにやさしい地域としていく ため、社会全体の取組として、市町村や企業等 との連携・協力を図り、「母になる人への贈りも の運動」を展開します。
- ・道営住宅における子育て支援住宅の整備を進め るとともに、市町村営住宅における子育て支援 住宅の普及を促進します。
- ・都市公園の屋内遊戯施設等について、子育て支援施設としての有効活用を促進します。

■子どもたちの活動拠点づくりの推進

・子どもたちが、地域社会の中で心豊かで健やか に育まれるよう、放課後児童クラブや放課後子 供教室の推進を支援します。

■生活保護受給世帯などを対象とした教育費負担 の軽減

- ・全ての意思ある高校生等が、安心して教育を受けることができるよう、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるための就学支援金制度及び授業料以外の教育費負担を軽減するための「奨学のための給付金」制度について、生徒・保護者等への積極的な周知により、対象者の教育に係る経済的負担の軽減に努めます。
- ・私立高等学校等の生徒の教育機会を確保するため、経済的理由により修学が困難な生徒を対象とした授業料等減免を実施する学校法人への支援を行い、保護者負担の軽減を図ります。
- ・私立専修学校に通う生徒が経済的理由により修 学を断念することのないよう、生活困窮世帯の 生徒を対象とした授業料減免を実施する学校法 人や生徒への支援を行います。
- ・私立小中学校等に通う児童生徒の教育機会を確保するため、経済的理由により修学が困難な児童生徒を対象とした授業料等の教育費の支援を行い、保護者負担の軽減を図ります。

■幼児教育に関わる人材の確保

・幼稚園教員の安定した人材確保と幼児教育の質 の向上を図るため、教員の処遇改善を行う私立 幼稚園に対する支援を行います。

■子どもから高齢者、障がい者まですべての人が 安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり

・子育てに適した良質な住宅ストックの形成を図るため、公営住宅において、子育て支援サービスと連携した子育て支援住宅の供給促進に取り組みます。

■小児救急医療体制の充実

- ・休日、夜間における入院治療を必要とする重症 の小児救急患者の医療を確保するため、小児科 の輪番制事業により、重症の小児救急患者を対 象とする二次救急医療体制の整備を進めます。
- ・小児救急医療体制の充実を図るため、夜間における急な病気やけがなどの際に助言等を行う小児救急電話相談や、地域の医師等を対象とした小児救急に関する研修を実施します。

■保育士の確保と専門性の向上

・保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的 とした研修を実施し、保育士の専門性や保育の 質の確保を図るとともに、キャリアパスの明確 化により職場定着を促進します。

【地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり】

■子どもが健やかに育つ環境づくり

- ・児童虐待防止対策の充実を図るため、虐待対応 等に係る専門研修の実施や児童相談所機能の強 化、要保護児童対策地域協議会の活用促進を図 ります。
- ・子どもが家庭的な環境のもとで安心して養育されるよう、里親制度等の啓発に努めるほか、研修による養育技術の向上など支援の充実を図ります。
- ・児童養護施設等で暮らす子どもの社会的自立を 促進するため、退所後の進学や就職の支援の充 実に努めます。
- ・児童相談所に一時保護されている児童の適切な 生活環境を構築するため、施設整備を図ります。
- ・食事の提供や学習支援などを通じ、子どもの声 を受け止め、支援につなげる居場所づくりを促 進します。
- ・地域の実情に応じた効果的な支援方策を協議し、 子どもの貧困対策の充実強化を図るため、多様 な分野の関係者が参画するネットワーク会議を 振興局ごとに設置します。

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

【将来にわたり安心できる地域医療の確保】

■地域医療を担う医師の養成・確保

- ・医育大学や行政機関、関係機関等により構成する北海道医療対策協議会において、地域医療を担う医師の確保、養成に関する在り方を協議・ 検討し、医師確保対策を総合的に推進します。
- ・地域に必要な医師を確保するため、自治医科大 学卒業医師や地域枠医師の配置、道内三医育大 学の地域医療支援センターからの医師派遣を行 います。
- ・地域医療を担う医師の養成・確保の取組を推進 するため、道外医師や医学生に対する本道への 招聘活動を行うとともに、(公財) 北海道地域医 療振興財団のドクターバンク事業に助成します。
- ・都市部の医療機関から地方の医療機関へ緊急臨時的な医師の派遣を行うため、関係団体の協力 を得ながら緊急臨時的医師派遣事業を行います。
- ・医師の養成を行うため、医育大学の地域枠入学 者を対象とする修学資金貸付事業を推進します。
- ・専攻医等にとって魅力ある職場となり、キャリア形成が図られる環境をつくるため、地域全体で医療を支える機運の醸成や指導医の派遣など、地域における研修体制を構築します。
- ・地域における総合診療医の確保・活用のため、 総合診療専門医を今後の道内勤務につなげる医 療機関の取組に対し補助するとともに、総合診 療医を目指す人材の確保・養成を支援します。
- ・年々増加する女性医師の働きやすい環境づくり を推進するため、相談窓口の設置や復職研修の 充実、環境改善を行う医療機関等に対し支援を 行います。
- ・将来における地域医療を支える人材を育成する ため、医学部への進学を目指す生徒に対して、 地域医療の現状や医師という職業への理解を深 める機会を提供し、地域医療を担う使命感を育 成するとともに、教育課程や指導方法の改善・ 充実を図ることにより、進路希望の実現に向け た効果的な学習支援に努めます。

■地域医療の充実

- ・地域住民の医療の確保を図るため、地方・地域 センター病院における地域の医療機関への医師 派遣や研修会の開催など、地域医療支援機能の 強化を促進します。
- ・へき地医療の確保のため、へき地医療拠点病院 群による、へき地医療機関への支援対策の強化 を図るとともに、ICTを活用した遠隔医療シ ステムの導入を促進します。
- ・医療安全対策を推進するため、道及び保健所に 設置した医療安全支援センターで、医療に関す る患者の相談や苦情等に迅速・的確に対応しま す。

・地域で高度・専門的医療を必要とする方の受療機会を確保するため、固定翼機 (メディカルウイング) による患者搬送を行います。

■仕事を離れている看護師等の再チャレンジや 「ナースバンク」の取組の促進

- ・子どもを持つ看護師等が働きやすい環境をつく るため、病院内保育所を運営する施設に対する 補助を行います。
- ・未就業の看護職員の再就業を促進するため、ハローワーク等の就業斡旋機関と連携しながら、 ナースバンク事業の充実を図ります。
- ・平成 27 年 10 月から開始した看護職の離職時に おけるナースセンターへの届出制度を有効活用 し、ナースバンク事業をはじめとする再就業促 進事業の利用者拡大を図ります。

〈参考〉医療施設に従事する者の数・医療施設数

(平成 26 年)

(人口 10 万人当たり)

		区	分		北海道	全国
医	医			師	230. 2	233.6
医療施設	歯	科	医	師	80.2	79.4
	薬	剤		師	48.2	43.2
に従事する者	保	健		師	8. 1	3.8
事す	助	産		師	27. 2	23. 1
る者	看	護		師	929. 5	729. 4
	准	看	護	師	273. 2	200. 0
医	病			院	10.5	6. 7
療施		般言	療	所	62.5	79. 1
設	歯	科言	療	所	55. 1	54.0

[資料:北海道保健福祉部「北海道保健統計年報」]

■救急医療体制の充実

・救急患者の救命率等の向上を図るため、医師、 看護師が搭乗して救急現場等から医療機関に搬 送するまでの間、救命治療を行うドクターへリ を道央・道北・道東・道南に導入し、全道を運 航圏としています。今後は、ドクターへリを運 航する基地病院の連携を強化し、ドクターへリ による救急医療体制の一層の充実を図ります。

■医療計画の推進

- ・住民、患者の視点に立った良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立するため、医療計画の推進を通じて、がんや脳卒中、糖尿病などの予防・医療をはじめ、救急医療、周産期医療などの主要な事業ごとに、地域における医療機関の機能分担や相互の連携を図ります。
- ・第二次医療圏ごとに作成している「地域推進方針」に基づき、各圏域において医療計画の推進を図ります。

・「北海道地域医療構想」に基づき、急性期から回 復期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた 医療提供体制を確保するため、病床機能転換等 の施設・設備整備などを支援します。

■在宅医療の推進

・道民の方々が住み慣れた地域で療養できるよう、 医師、看護師、介護支援専門員などの専門職が チームとして支援するための連携体制の構築や、 在宅医療を担う人材育成を進め、退院支援、日 常の療養支援、急変時の対応や看取りまで継続 して医療を提供できる体制づくりを進めます。

■高度先進医療体制の提供に係る施設整備への支援

・病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を進めるため、病院などの施設整備を支援します。

■遠隔医療システムの導入促進

・地域における医療提供体制を整備するため、遠 隔医療の実施に必要な I C T を活用した通信機 器等の整備を支援します。

【高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成】

- ■子どもから高齢者、障がい者まですべての人が 安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり
- ・住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃 で住宅を賃貸するため、住宅のセーフティネットとしての公営住宅の供給を進めます。
- ・高齢者や子育て世帯等の居住の安定確保のため、 サービス付き高齢者向け住宅や高齢者等の入居 を拒まない民間賃貸住宅の登録など新たなセー フティネット制度について普及推進を図ります。
- ・安全・安心な地域づくりのため、商品宅配者による高齢者の見守りや配送車へのAEDの設置など、民間企業との包括連携の取組を進めます。

■良質な住宅の供給と既存ストックの活用の推進

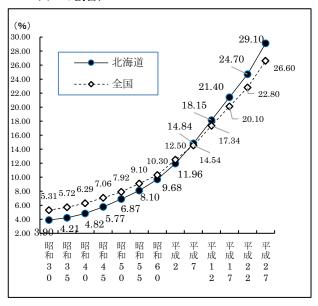
・誰もが安心して居住できる良質な住宅ストック の形成を図るため、ユニバーサルデザインの視 点に立った公営住宅の整備を推進します。

■高齢者の自立と尊厳を支えるケアの確立

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携の強化や認知症施策の推進、生活支援サービスの充実など「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ・様々な高齢者に対する生活支援サービスを日常 生活の場において適切に提供するため、多様な 主体により、地域のニーズに応じて柔軟にサー ビスを提供できる地域づくりを推進します。
- ・市町村が実施する介護予防施策や地域支援事業を支援するとともに、介護予防ケアマネジメントや総合相談等を担う地域の中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

・介護サービスを適切に選択できるよう、介護サービス事業所情報の公表や評価を促進します。

〈参考〉高齢化率の状況(総人口に占める 65 歳以上 人口の割合)



[資料:総務省「国勢調査」]

- ・利用者に適切かつ良質なサービスを提供するため、事業者に対する指導監査の実施、ケアマネジャーの資質向上、介護現場における身体拘束 廃止に向けた取組などを推進します。
- ・「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援 計画」に基づき、介護が必要となっても、住み 慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、 サービス提供基盤の整備や人材の確保などに努 めます。
- ・中重度の要介護者の在宅生活を柔軟に支えるため、「小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の両サービスの普及を図ります。

■「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進

・障がいのある方々の権利を擁護し、暮らしやすい地域づくりを進めるため、「北海道障がい者条例」に基づき設置した「地域づくり委員会」において、権利擁護や暮らしづらさ、地域課題の協議を行うなど解決に向けた取組を進めます。

■「意思疎通支援条例・手話言語条例」の普及

・障がいの有無にかかわらず、すべての道民が共生するくらしやすい社会となるよう、障がいのある方に配慮した情報保障や、手話が言語であるとの認識を普及・啓発する取組を進めます。

■地域生活の支援

・障がいのある方々の地域生活を支えていくため、 地域における相談支援体制の充実や、保健医療 福祉サービスの基盤整備に努めるほか、市町村 やサービス提供事業者・施設等に対する支援・ 指導等に取り組みます。

■福祉・介護人材の確保と資質の向上

- ・介護ニーズの増加に対応するため、介護等に従事する人材の参入促進と定着支援等の総合的な取組を推進するとともに、現任者の資質の向上を図るため、各種研修を実施します。
- ・介護従事者の人材確保や資質向上を図るため、 協同化によるメリットを活かした、働きやすい 職場環境を提供できるよう、事業者の協同化の 促進・支援に向けた取組を進めます。

■「共生型地域福祉拠点」設置の促進

・高齢者、障がいのある方々、子ども等の多世代が交流し、住民同士がお互いに支え合う取り組みを行う拠点の設置を促進します。

■介護ロボットの普及推進と導入支援

・介護従事者の身体的負担軽減や業務効率化など の労働環境の改善のため、介護ロボットの使用 機会の充実によって普及を図るとともに、介護 施設等における機器導入費用の補助を行います。

【道民一人一人の生涯を通じた健康づくりの推進 と疾病の予防】

■がん対策の推進

- ・がん対策を総合的・計画的に推進するため、「北海道がん対策推進計画」に基づき、がんの予防や早期発見、がん医療の充実、患者・家族への支援、がん教育の推進などに取組みます。
- ・「北海道がん対策推進条例」(H24)に規定する 基本的施策を着実に推進するため、がん医療提 供体制の整備やがん患者団体間の連携の促進、 がん治療に係る後遺症への対策、小児がん医療 に係る連携体制の整備、がん患者への相談支援 体制の充実や治療と就労を両立できる職場環境 づくりに向けた支援などに取り組みます。

〈参考〉死因別死亡者数 (平成 28 年)

(単位:人)

					())	· / •/	
	総死亡数	うち主な生活習慣病					
	応化し数	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	糖尿病	4疾病	
北海道	61, 906	19, 179 (31. 0%)	9, 265 (15. 0%)	4, 934 (8. 0%)	731 (1. 2%)	34, 109 (55. 1%)	
全国	1, 307, 748	372, 986 (28.5%)	198, 006 (15. 1%)	109, 320 (8. 4%)	13, 480 (1. 0%)	693, 792 (53. 1%)	

※悪性新生物=がん

[資料:厚生労働省「人口動態統計月報年計]]

■健康づくりの推進

- ・道民の健康づくりを推進するため、保健所機能 の充実強化を図るとともに、専門的な立場から 市町村への技術的助言等の支援に努めます。
- ・「北海道健康増進計画〜すこやか北海道21」等に基づき、市町村や関係団体と連携し、「健康寿命」の延伸と健康格差の縮小を目指した取組を 進めます。
- ・市町村、企業と連携し、道民の健康づくりの取組にインセンティブを与え、健康に配慮した生活習慣を促すことを目的とした「北海道健康マイレージ事業」を実施します。

- ・喫煙が及ぼす健康影響について、普及啓発を図るとともに、未成年者等の喫煙防止に向けた健康教育教材の作成や飲食店等における受動喫煙防止対策の促進を図ります。
- ・女性の健康づくりを推進するため、保健所に設置されている「女性の健康サポートセンター」において、女性特有の健康上の相談についてワンストップで総合的に対応するとともに、女性が自らの健康づくりに積極的に取り組めるよう健康保持・予防に関する普及啓発を図ります。

■疾病に応じた保健医療対策の充実

- ・感染症発生時に適切に対応するため、「北海道感染症予防計画」に基づき、患者移送や医療の提供など、迅速な危機管理体制を推進します。
- ・道民の精神的健康を保持・増進するため、心の 健康や精神疾患に関する相談・支援を実施する とともに、地域における精神科医療の確保に努 めます。

■生涯を通じた歯の健康づくりの推進

- ・乳幼児期から高齢期にいたる生涯を通じた歯科 保健対策を推進するため、「北海道歯科保健医療 推進計画~8020歯っぴぃプラン~」に基づ き、保育所・小学校等におけるフッ化物洗口の 推進や、成人が歯科健診・保健指導を利用でき る機会の確保に努めます。
- ・障がいのある人や高齢者等への歯科保健サービスの充実を図るため、障がい者歯科医療協力医 の確保や、高齢者等に口腔ケアを提供できる体 制の整備を進めます。

(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

【豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承】 ■豊かな海の環境づくり

・川上から川下に至る一貫した流域の環境保全を 推進するため、関係者や関係機関などのネット ワークづくりを促進します。

■自然環境の保護と適正な利用

本道の豊かな自然の恵みを将来にわたって享受 できるよう次の世代にしっかりと引き継いでい くため、自然公園や自然環境保全地域などの保 護管理、自然公園内の施設の整備などを推進し ます。

■知床世界自然遺産の保全と適正な利用

・「北海道知床世界自然遺産条例」に基づき、知床 をより良い形で将来の世代に引き継いでいくた め、知床世界自然遺産の保全と適正な利用に向 けた取組を推進します。

■自然環境保全に関する普及啓発の推進

自然環境の保全思想の普及啓発のため、ボラン ティア・レンジャー (自然解説員) の育成研修 会や自然観察会を開催するとともに、自然関連 情報の発信を行います。

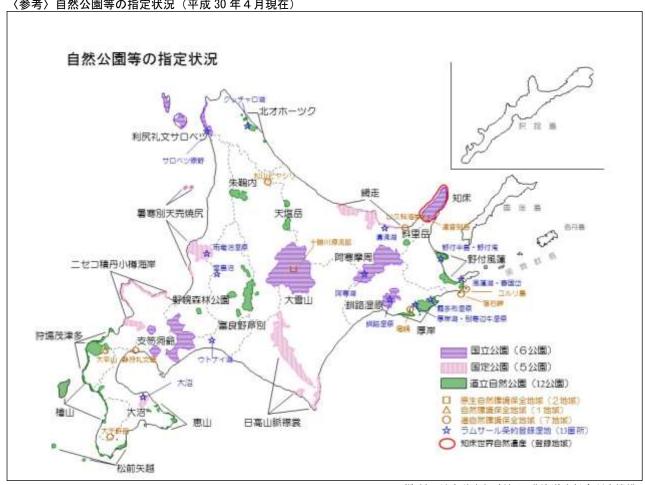
■自然とふれあうための施設の維持管理

・道民に自然とのふれあいの機会を提供するため、 道民の森、野幌森林公園自然ふれあい交流館や 道立公園の適切な維持管理を行います。

■快適な環境の保全とみどりの環境づくり

都市における身近な自然やみどりなどの快適な 環境を保全し創造するため、公園の整備や維持 管理を行います。

〈参考〉自然公園等の指定状況(平成30年4月現在)



〔資料:地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター]

■豊かな森林づくりの推進

・北海道の豊かな森林をしっかりと将来に継承していくため、水資源や生物多様性の保全に配慮するとともに、特に公益的機能の高度発揮が求められる森林においては複層林化・針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを進めます。

■水と緑豊かな公共空間の創出

・多様な生物の生息・生育環境に配慮した川づくり、公園づくりなど、生態系や景観に配慮した整備などを推進します。

■「健全な水循環の確保」推進事業の実施

・健全な水循環の確保を図るため、上流域から下 流域までを一体的に捉え、地域のNPO等が主 体となったネットワークの構築や流域の環境保 全計画の策定を支援します。

■安全な飲用水の確保

- ・水道未普及地域を解消するため、市町村に対し 未普及地域解消計画の作成や、国庫補助制度を 活用するなどした水道施設整備を促進します。
- ・「北海道水道水質管理計画」により、水質管理 のための検査や連絡体制等の整備を行うととも に、「北海道の水道水源保全に関する基本方 針」により、安全で豊富な水道水の確保を図り ます。
- ・水道事業が抱える中長期的な課題や解決に向けた方針を示す「北海道水道ビジョン」や、このビジョンの地域編である「水道整備基本構想」に基づき、事業統合や管理の一体化、施設の共同化などの多様な形態の広域化を促進します。
- ・地域住民のライフラインである水道水の安全性 と安定供給を確保するため、水道施設の耐震化 などの防災対策や被災時の応急体制の整備を促 進するとともに、これまで国が所管していた水 道法に基づく監督権限の移譲を受け、水道事業 者等に対する迅速できめ細やかな対応を行いま す。

■北海道水資源の保全に関する条例に基づく取組

・水源の周辺における適正な土地利用の確保を図り、水資源の保全を進めるため、水資源保全地域の指定や土地取引行為に係る事前届出制の実施など条例に基づく取組を推進します。

■水の効率的・持続的な利用

・住み良い北国の生活環境を創出するため、水の 再利用や合理的利用を促進するなど、水の有効 利用を促進します。

■環境影響評価制度による環境配慮の促進

・「環境影響評価法」、「北海道環境影響評価条例」 の適切な運用を通じ、環境に著しい影響を及ぼ すおそれのある事業の実施に際して、事業者に よる環境への配慮が適切に行われるよう取り組 みます。

■環境の常時監視と発生源に対する監視指導

・大気・水環境を保全するため、環境基準達成状況の確認や環境基準の維持・達成の施策検討を 目的とした、大気汚染物質や水質の常時監視を 実施するとともに、関係法令に基づく工場・事業場への立入検査を実施するなど発生源の監視・指導を行います。

■下水道、浄化槽による生活排水対策の推進

・家庭から排出される生活排水による湖沼や河川などの水質汚濁や水辺環境の悪化を防止するため、「全道みな下水道構想III」(H23)に基づき、下水道や浄化槽など、汚水処理施設の整備を推進します。

■合流式下水道改善事業の促進

・雨天時の都市部公共水域汚濁負荷軽減のため、 合流式下水道改善事業を促進します。

■地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素汚染対策の推進

・地下水の汚染改善のため、適正な施肥及び家畜 ふん尿や生活排水の適正な処理に向けた取組を、 道民、関係団体、行政が一体となって推進しま す。

■ダイオキシン類対策の推進

・ダイオキシン類による人への健康や生態系への 影響を未然に防止するため、大気・水質・土壌 の汚染状況を常時監視するとともに、工場・事 業場の排出ガスや排出水等の排出基準遵守状況 を確認します。

■土壌汚染対策

・土壌汚染による健康被害を防止するため、有害物質による土壌汚染の把握に努め、土地所有者等に対し適切な措置を講じるよう指導などを行います。

■化学物質管理手法(PRTR制度)の推進

・有害性のおそれのある化学物質の環境への排出 量や事業所外へ移動した量を把握し、その集計 結果等を公表することにより、化学物質排出量 の削減への取組を進めます。

■アスベスト対策の推進

・アスベストによる健康被害を未然に防止するため、庁内や関係機関・団体と連携し、継続的な 実態把握や道民への情報提供など、アスベスト 飛散防止対策に取り組みます。

【人と自然・生き物が共生する社会づくり】

■生物多様性の保全と持続可能な利用

・本道の豊かな自然環境を保全し、その恵みを将来にわたって享受していくため、「北海道生物の 多様性の保全等に関する条例」に基づき、鳥獣 の保護管理、外来種対策、希少野生動植物種の 保護などの取組を総合的に推進します。

■野生鳥獣の適正な保護管理

- ・「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥 獣保護管理事業を推進します。
- ・「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減を図りながら、ヒグマ地域個体群を存続させるための多様な方策を推進します。
- ・「北海道アザラシ管理計画 (第2期)」に基づき、 アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザ ラシ類との共存を図るための取組を推進します。
- ・野鳥による高病原性鳥インフルエンザの侵入を 早期に発見するため、渡り鳥の飛来地の巡視、 死亡野鳥調査等を実施します。

■エゾシカ対策の推進

- ・「北海道エゾシカ管理計画(第5期)」に基づき、 生息数を適正な水準に減少させるとともに、捕 獲個体の有効活用を推進し、エゾシカと人間と の軋轢の軽減と共生を図るための取組を推進し ます。
- ・エゾシカの生息数減少の加速化を図るため、道 指定鳥獣保護区等で、捕獲手法マニュアルを活 用した認定鳥獣捕獲等事業者等による捕獲を実 施します。
- ・エゾシカ肉処理施設の自主衛生管理を推進し、 安全安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、 地域ブランド化を促進するため、一定の衛生管 理を行っている処理施設を道が認証します。
- ・より多くの施設が認証取得に取り組めるよう、 研修会の開催や専門家の派遣を行います。
- ・エゾシカの有効活用と消費拡大に向け、家庭、 給食、レストラン等の様々な場面での利用機会 の拡大に取り組みます。
- ・エゾシカの捕獲数増加のため、囲いわなによる 捕獲効率の向上に向けた非積雪期の誘引試験の 実施や、くくりわなによる捕獲個体を安全かつ 有効活用できる止め刺し手法を検討し、ガイド ラインを作成します。
- ・エゾシカを地域資源として一層活用するため、 アドバイザーの派遣や食肉・ペットフード・皮 革原料の調査を実施します。
- ・農業被害を防止するため、市町村が作成する被害防止計画に基づき、地域協議会等が取り組む計画的な捕獲・追い払い・農用地への侵入防止柵の整備・野生鳥獣の有害捕獲活動経費の支援など、総合的な鳥獣被害対策を支援します。
- ・森林被害対策を効果的に推進するため、北海道 森林管理局・北海道・試験研究機関からなる 「エゾシカ森林被害対策連絡会」において、被 害状況や事業計画等の情報共有を図ります。
- ・森林被害の軽減を図るため、道有林内の林道の 除雪によるエゾシカ捕獲環境の整備、新たに確 立した技術(モバイルカリング)による捕獲の 実践・普及、簡易囲いワナの導入支援などの対 策を推進します。

■外来種対策の推進

・外来種による本道の生態系等への被害を防止するため、「北海道生物多様性保全条例」に基づき 指定外来種の指定を行い、野外に放すこと等を 禁止するとともに、特に農業に被害を及ぼすア ライグマの生息域の拡大を防止するなど外来種 対策を推進します。

■希少野生動植物種の保護

・本道の多様な野生動植物を次の世代に継承する ため、希少野生動植物種に関する普及啓発、調 査研究、監視等を実施するとともに、特に保護 を必要とする希少野生動植物種を指定し、捕獲 等の規制や流通監視などの保護対策を推進しま す。

■動物の愛護及び管理の推進

・人と動物が共生する社会づくりなどを推進する ため、「第2次北海道動物愛護管理推進計画」等 に基づき、普及啓発や飼養施設に対する監視指 導等を実施します。

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

【低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進】

■環境意識の高揚

・地球環境問題は、行政による規制や指導だけで は解決できない問題であることから、道民一人 一人の環境に対する意識の高揚を図るため、 様々な普及啓発事業等による情報提供や環境学 習の機会を提供します。

■地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガスの排出を抑制するため、「北海道地球温暖化防止対策条例」に基づき、道民や事業者、市町村等と連携・協働して地球温暖化対策に取り組みます。
- ・気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る ため、「適応」に関する普及啓発や情報収集・提 供等を行います。

■地球温暖化防止に向けた森林づくりなど

- ・新たな「北海道森林吸収源対策推進計画」 (H30.3) に基づき、CO₂吸収量の確保やCO₂排出削減に向け、森林整備の推進や道産木材 の利用促進等の取組を進めます。
- ・適切に管理された森林の価値向上を図るため、 道有林で取得したオフセット・クレジット(J -VER)を活用し、クレジットを所有する市 町村との連携により道内外の企業等に対して販 売活動を展開することで、森林整備に対する理 解の促進やカーボン・オフセット市場の拡大、 地域の活性化を図ります。
- ・温室効果ガスの削減対策のため、市町における 「吸収源対策公園緑地事業」の普及・啓発を行 います。

■フロン類の管理の適正化などの推進

・オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大気中への放出を抑制するため、業務用冷凍空調機器の管理者による機器点検の実施などフロン類の管理の適正化などを推進します。

■環境に関する国際交流の推進

・環境に関する国際交流を推進するため、国等と 連携を図りながら開発途上国の研修生の受入や 海洋環境の保全を図るための研究交流などを行 います。

■環境にやさしい行動の実践の促進

- ・環境にやさしい行動を促進するため、春夏秋冬の「道民環境の日」や「道民環境行動月間(7月)」などを中心に、季節に応じた環境行動を道民に呼びかけます。
- ・地球温暖化防止行動を促進するため、「北海道クールアース・デイ(7月7日)」を中心に、キャンドルの光の中で静かに地球環境のことを考える「ガイアナイトイベント」などを全道各地で実施します。

■民間団体等の自発的な活動の促進

・地域の環境保全活動を促進するため、(公財) 北 海道環境財団を通じて、環境保全活動団体への 支援、環境セミナーの開催、環境イベント等の 情報提供を行います。

■道民・事業者等と連携した環境保全活動の推進

・道民、事業者及び行政が連携して環境保全活動 を推進するため、「環境道民会議」を通じた取組 を進めるとともに、道の環境政策に道民の意見 を反映させるため、環境保全推進委員制度を運 用します。

■北海道グリーン・ビズ認定制度の展開

・環境に配慮した事業活動を促進するため、事業 所を認定・登録し、金融機関での金利の優遇措 置が受けられるようにするほか、道のホームペ ージでPRします。



■環境に配慮する人づくりの推進

・「北海道環境教育等行動計画」に基づき、道民一人一人が参加し協力しながら、持続可能な社会を 築いていくため、環境保全意識を持ち、主体的に 行動できる人づくりを進めます。

■地域における自主的な活動の支援

・地域における環境学習を支援するため、住民団 体や学校等が開催する環境学習講座に講師を派 遣する「eco-アカデミア」事業を実施します。

■環境教育の推進

- ・道民が環境問題を身近なものとして受け止め、 具体的な環境保全活動へと結びつけることがで きるよう、子どもから大人までを対象とした参 加・体験型の環境教育等を推進します。
- ・環境教育を推進する人材を育成するため、学校 教員・自治体職員等を対象とした実践講座を開 催し、学校や地域における環境教育の実践力向 上を図ります。

■民間団体等との協働取組の推進

- ・本道の水環境の保全への貢献を希望する企業の 資金を、道内の水辺において環境保全活動に取 り組んでいる団体の活動支援に結びつけ、各活 動団体の活性化及び団体間の交流を図りながら、 本道の環境保全に取り組みます。
- ・本道の環境保全に貢献を希望する企業の資金を、 (公財) 北海道環境財団が実施している地球温 暖化防止活動への支援に結びつけ、財団との連

携・協力を図りながら環境教育事業を実施します。

- ・本道の環境保全に貢献を希望する企業の資金を、 (公財)知床財団及び(公財)北海道環境財団 が実施している環境保全活動への支援に結びつ け、両財団との連携を図りながら、知床世界自 然遺産及びラムサール条約湿地の環境保全に取 り組みます。
- ・企業が発行する環境情報誌を活用した環境情報 の発信に連携・協力して取り組みます。
- ・環境教育を推進するため、企業・団体等の支援 を得て、道内の小・中学校において「キッズ IS014000プログラム」を実施します。

■環境と調和した土地利用の推進

・「国土利用計画」、「北海道土地利用基本計画」な ど、土地利用に関する諸計画を適切に運用する ことにより、環境と調和した土地利用を進めま す。

■環境重視型社会の実現に向けた住まいづくり

- ・建築物省エネ法への対応として、住宅等の省エネルギー基準適合に向け、ユーザーに住宅性能等をわかりやすく表示する「きた住まいる」を普及推進します。
- ・住宅分野におけるエネルギー消費量を削減する ため、省エネ基準に適合した公営住宅の整備を 進めます。

■道自らの取組

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく 「道の事務・事業に関する実行計画」の推進の ために、道の全ての職場で、省資源・省エネル ギーやリサイクルなど、環境に配慮した活動に 取り組みます。
- ・「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき、道として、効果的・効率的な環境配慮契約の導入を図るため、可能なものから取組を進めます。

■水素社会の形成に向けた取組促進

- ・水素の利活用に関する普及啓発のため、公用車 として導入した燃料電池自動車 (FCV) を活 用した展示・試乗会等を実施します。
- ・水素サプライチェーンの構築を推進するため、 水素の地産地消の検討・誘導を実施します。

■省エネルギー対策の推進

- ・省エネルギーの促進を図るため、モデル性の高い省エネ技術等の導入可能性調査を支援するとともに、ホームページによる情報の提供や表彰等の普及啓発事業、中小企業等が行う省エネルギー設備導入に対する融資を行います。
- ・クリーンディーゼル車・電気自動車などの次世 代自動車の導入を促進するため、様々な機会を 活用して普及啓発を行います。

■再生可能エネルギーの導入促進

・再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組支

援や情報提供を行います。

■環境負荷の少ない交通の実現

・道民や事業者等への低公害車等の普及啓発に努めます。

■環境に配慮した公共建築物の整備

・地球温暖化への対応や廃棄物等の発生抑制など 多様な環境問題に対応するため、断熱性能の強 化や省エネ・再生エネルギー設備の積極的な導 入、3Rの推進など、環境に配慮した公共建築 物の整備に取り組みます。

【北海道らしい循環型社会の形成】

■リサイクル関連産業の育成・振興

・リサイクル関連産業の育成や振興を図るため、「北海道リサイクル製品認定制度」や「北海道 リサイクルブランド認定制度」により再生品の 利用拡大を推進します。

■海岸漂着物対策の推進

・海岸の良好な景観と環境の保全を図るため、国 の補助事業を活用し、海岸管理者による漂着物 の回収・処理等を支援します。

■資源の循環的利用の推進

- ・資源の循環的利用を推進するため、北海道ゼロ・エミ大賞の表彰や3Rハンドブックの配布、3R推進フェアの開催などを通じて、普及啓発を推進します。
- ・「北海道リサイクル製品認定制度」、「北海道リサイクルブランド認定制度」に基づき認定したリサイクル製品を広くPRするなど、再生品の利用拡大を推進します。
- ・「北海道グリーン購入基本方針」に基づき、再生 資源を利用した製品など、道における環境負荷 の低減に資する物品・サービス(環境物品等) の優先的購入を推進するとともに、市町村等で の取組拡大に努めます。
- ・「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」 などの個別リサイクル法について、制度の普及 啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図り、 個別分野のリサイクルを進めます。

〈参考〉リサイクル率の推移(一般廃棄物)

(2 5) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
区分	リサイクル率(%)				
上	北海道	全国			
平成 22 年度	22.8	20.8			
平成 23 年度	23.8	20.6			
平成 24 年度	23.6	20. 5			
平成 25 年度	24.0	20.6			
平成 26 年度	24.6	20.6			
平成 27 年度	24. 3	20.4			

[資料:北海道及び環境省調べ]

■循環資源利用促進税事業の実施

・循環資源利用促進税の税収を財源に、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る設備整備や研究開発への補助、中小企業へのアドバイザー派遣等の事業を実施します。

■空き缶等の散乱のないまちづくり

・美観保持や資源の循環的利用の推進により、快適な生活環境確保に寄与するため、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、清掃活動や啓発活動を実施します。

■下水道汚泥の資源化

・産業廃棄物の発生・排出抑制及び循環的利用のため、下水道汚泥の減量化、有効利用を促進します。

■一般廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用、適 正処理の推進

- ・市町村が定める一般廃棄物処理計画の策定について、必要な協力を行うとともに、処理施設の整備及び維持管理の向上について、適切に指導し、一般廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進します。
- ・一般廃棄物の広域処理を促進するとともに、循環型社会の形成を図るため、市町村が作成する「循環型社会形成推進地域計画」について、適切な助言等を行います。

■産業廃棄物の適正処理と不法投棄防止

- ・関係機関、団体との連携による不法投棄対策を 実施するため、「北海道廃棄物不法処理対策戦 略会議」を開催します。
- ・不法投棄等の未然防止、早期発見・早期対応の ため、休日パトロールやヘリコプター監視、廃 棄物不法投棄等対策指導員の配置等により監 視・対応体制の強化を図ります。
- ・民間事業者や道民と協働する監視・通報体制を 築くため、産廃110番(フリーダイヤル)の 設置により連絡しやすい環境を整えるとともに、 不法投棄等撲滅協定の活動や地域の不法投棄等 防止の取組を推進します。
- ・優良な処理業者を育成するとともに、啓発資料等を通じた普及啓発を実施します。
- ・焼却施設などの産業廃棄物処理施設や、排出事業者、産業廃棄物処理業者、自動車リサイクル 法関連業者への立入検査等により、廃棄物の適 正処理や適正な循環的利用について指導します。
- ・不適正処理の改善について指導するとともに、 必要に応じ事業や処理施設の使用の停止処分や、 許可の取消処分を行います。
- ・産業廃棄物を大量に排出する事業者に対し、減量化に関する計画の策定を指導します。

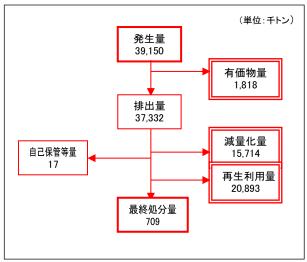
〈参考〉ごみ排出量の推移(一般廃棄物)(単位:チェン年)

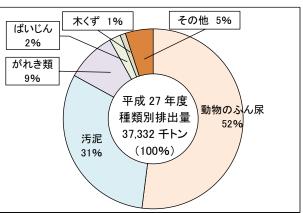
区 分			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
ご 計画収		又集量	1,700	1,628	1,606	1,610	1,605	1,576	1,561
排	直接搬入量		250	281	267	255	265	243	244
み排出量(集団回収量		149	151	151	147	149	145	140
+ الم	総排出量	(北海道)	2,099	2,061	2,024	2,013	2,019	1,963	1,944
۲,	総排出量	総排出量(全国)		45,359	45,430	45,220	44,874	44,317	43,981
1 人 1 日当たり のごみ 排出量		北海道	1,037	1,020	1,006	1,004	1,013	990	984
	が併山里(・日)	全国	994	976	976	963	958	947	939

- *ごみ排出量は千トン未満四捨五入により端数処理
- *平成23年度以降は災害廃棄物を除く

〔資料:北海道及び環境省調べ〕

〈参考〉産業廃棄物の発生・処理状況及び種類別の排出量 (平成 27 年度)





〔資料:北海道環境生活部「平成27年度北海道産業廃棄物処理状況調査」〕

■PCB廃棄物の適正処理の推進

- ・PCB廃棄物を期限内に確実かつ適正に処理するため、PCB使用機器等を網羅的に把握する調査を実施するとともに、立入検査等により期限内の早期処理を指導します。
- ・道内のほか東日本の1都18県内の高濃度PCB廃棄物の処理を行う広域処理施設における安全かつ計画的な処理のため、会議等の場を活用して関係機関との連携を図ります。

■バイオマス活用の推進

- ・地域特性に応じたバイオマスの利活用を推進するため、庁内に設置するワンストップ相談窓口を活用し、市町村や事業者への情報提供等を行います。
- ・家畜排せつ物や木質をはじめとする多様なバイオマスの製品化やエネルギーとしての利用などによる地域循環を促進するため、庁内関係部や産学官の連携による総合的な取組を推進します。

■木質バイオマスの有効利用

- ・森林整備に伴い発生する林地未利用材等の木質 バイオマスの利用を促進するため、集荷・利用 施設の整備、林地未利用材の集荷・搬出に係る 実証や木質ペレット等の利用拡大に向けた実証 等に取り組みます。
- ・木質バイオマス利用を促進するため、林地未利 用材等の発生量や木質バイオマスの生産・利用 状況などの情報発信を行います。
- ・道有林から生産される林地未利用材等について、 木質バイオマスエネルギーとして有効活用され るよう取り組みます。

■リサイクル産業振興

- ・リサイクル産業振興のため、産学官が連携して リサイクルの事業化に当たっての課題を協議・ 検討し、新たな事業展開に向けた取組を促進し ます。
- ・新たなリサイクル産業を創出するため、産業廃棄物を利用したリサイクルの事業化に向けた調査研究や事業実施に向けた課題解決のための取組に対し支援します。

■家畜排せつ物の利用促進

・家畜排せつ物の適正な管理・利用を推進するため、「北海道家畜排せつ物利用促進計画」(H27)に基づき、家畜排せつ物の堆肥、液肥等としての有効利用を促進するとともに、関係機関が連携した指導・助言を行います。

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

【道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり】

■地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備

・学校や通学路における事件・事故などの被害から子どもを守るため、巡回パトロールを行うなど、子どもたちの安全・安心を確保する体制づくりを推進します。

■地域の安全・安心の確保

- ・「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」 に基づき、関係機関・団体等と協働・連携し、 犯罪の起きにくい社会づくりに取り組みます。
- ・自主防犯活動を支援するため、防犯ボランティア団体、防犯CSRを行おうとする事業者など への助言や青色回転灯装備車の普及促進などを 行います。
- ・パトロール活動等による警察官の交番不在時に おける住民サービスの向上や不安感の払拭のた め、交番相談員を配置します。
- ・交番機能の強化や業務の効率化を図り、パトロール等の制服を見せる街頭活動を強化するため、 交番・駐在所のネットワーク化を推進します。
- ・特殊詐欺等の被害のない地域づくりのため、被 害防止のための演劇を収録したDVDを活用す るなどして地域の住民の意識啓発を行い、高齢 者の見守りの担い手となるよう取組等を展開し ます。

■犯罪抑止対策の推進

- ・子どもや女性が被害者となる性犯罪、振り込め 詐欺をはじめとする特殊詐欺事件など、道民が 身近に不安を感じる犯罪の発生を抑止するため、 予防・検挙活動を推進します。
- ・犯罪による被害の発生及び拡大を抑止するため、 各種犯罪の発生状況や防犯対策等の地域安全情報を積極的に発信します。
- ・少年の非行防止や子どもの安全確保を図るため、 スクールサポーターを学校からの要請に応じて 継続的に派遣します。
- ・社会問題化している危険ドラッグを撲滅するため、「北海道危険薬物の使用等の規制等に関する 条例」に基づき指導取締を行うほか、危険ドラッ グの乱用防止に関する啓発に一層取り組みます。

■重要犯罪等の徹底検挙

- ・道民の体感治安を大きく左右する殺人、強盗などの重要犯罪を徹底検挙するため、組織の総合力を発揮した迅速・的確な初動捜査の実施、各種捜査支援システム等科学技術の積極的な活用等により、捜査の強化に努めます。
- ・ストーカー及び配偶者暴力事案の被害者の安全 確保と行為者の迅速な検挙を図るため、被害者 の一時避難を支援するほか、ストーカー規制法 をはじめ、あらゆる法律を適用して取締りを行 います。

■組織犯罪対策の強化

・犯罪組織の壊滅を図るため、暴力団による犯罪、 薬物及び拳銃の密輸・密売事件や来日外国人に よる組織的な犯罪に対する戦略的な取締りを強 化するとともに、条例に基づき、社会全体によ る暴力団排除活動を推進します。

■テロ等の未然防止対策の推進

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技 大会等の開催を控え、ライフライン施設等の重 要施設に対する警戒警備を強化するほか、各種 祭典やスポーツイベント等のソフトターゲット 対策を推進します。

■サイバーセキュリティ対策の推進

・深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、 情報収集機能や対処態勢を強化するとともに、 サイバー空間における被害予防のため、官民一 体となった情報発信を推進します。

■犯罪被害者等支援の推進

・犯罪被害者等への総合的な支援を行うため、関係機関・民間団体と連携を図りながら、「北海道被害者相談室」及び「性暴力被害者支援センター北海道」の活動を充実させるほか、心無い言動や無理解による二次被害をなくすための普及啓発活動など、条例に基づき様々な取組や支援活動を推進します。

■警察活動の基盤の充実

・治安情勢に対応した警察体制の充実・強化を図るため、現場重視の人員配置、専門的知識を有する捜査官の育成や地域の警察力を高める警察署の再編整備のほか、地域住民の安心のよりどころである警察施設、各種犯罪に対応するための捜査を支援するシステム、車両や装備資機材等の整備を推進します。

〈参考〉道内の刑法犯認知件数と重要犯罪認知件数の推移

年 別	刑法犯認知件数	うち重要犯罪認知件数
平成 25 年	41,066	559
平成 26 年	40, 359	444
平成 27 年	35, 457	493
平成 28 年	32,013	397
平成 29 年	28, 160	351

※重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放 火及び略取誘拐・人身売買をいう。

※平成 29 年中の刑法犯の認知件数は、15 年連続で減少し、戦後最少を更新。その一方で強制わいせつ、強盗などの重要犯罪や女性・子どもが被害者となる犯罪等、道民の安全・安心をおびやかしている犯罪が後を絶たない。

[資料:警察庁「犯罪統計資料」]

■交通安全対策の推進

- ・交通事故のない社会を目指し、高齢者の交通事故防止や、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づく飲酒運転を根絶させるための社会環境づくりなど、道民一人一人の交通安全意識の高揚及び交通事故の防止を図るため、関係機関・団体等と連携した交通安全運動を推進します。
- ・交通事故の実態に即して、悪質性・危険性の高 い違反に重点を置いた指導取締りを実施します。
- ・安全で円滑な道路交通環境を確保するため、交通規制標識、道路標示、交通信号機及び交通管制センター施設を整備します。

〈参考〉状態別交通事故死者数

平成 29 年 全道 148 人

		1 1% 20 7	- 王坦 170		
自動車乗	車中(二輪	を除く)			
	89 人		二輪		步
	(60. 1%)		乗車中	自転車	行
乗用 自動車 64 人 (43.2%)	貨物 自動車 25人 (16.9%)	特殊 自動車 0人 (0.0%)	(原付 を含む) 11 人 (7.4%)	乗車中 7人 (4.7%)	中 等 41 人 (27.7%)

[資料:北海道警察本部調べ]

■消費者被害の防止・救済

- ・国や国民生活センター、各市町村の消費生活センターなどと連携し、消費者事故情報等の収集 と共有に努めるとともに、道民に対し注意喚起 情報を周知します。
- ・各地域レベルで自治会や社会福祉団体等と連携 した消費者被害防止ネットワークの取組を拡げ、 高齢者など様々な消費者への効果的な情報周知 が図られるよう努めます。
- ・道立消費生活センターに相談員を配置し、商品やサービスに関わる契約や商品の品質、安全性等について、消費者からの苦情相談や問い合わせに適切に対応します。

■公正な消費者取引の確保

・「特定商取引に関する法律」などの関係法令や 「北海道消費生活条例」に基づき、事業者に対す る行政処分や指導等を行い、公正な消費者取引 の確保を図ります。

■価格安定対策

・全道に消費生活モニターを配置し、生活関連重 要商品等の価格動向や需給状況に関する調査な どを行い、広く道民に情報を提供します。

■市町村の相談体制の維持・向上

・複雑化・多様化する苦情相談に適切かつ迅速に 対応するため、市町村の相談員に対する研修や 各種情報提供等を実施し、相談体制の維持向上 を図ります。 ・複雑化・多様化する苦情相談に対し、全道で適 切かつ迅速に対応できる相談体制の維持向上を 図るため、市町村の相談員に対する研修や各種 情報提供等を実施し、道民の消費生活の安定及 び向上を確保します。

■消費者教育の推進

- ・道民の日常生活における製品事故等に関する講座や、高齢者の消費者被害を防止するためのセミナーを開催するなど、消費者被害未然防止の 取組を進めます。
- ・教員を対象としたセミナーや地域の被害防止に 向けたネットワークの充実を図るためのセミナ ーを開催するなど、地域における消費者教育を 推進します。
- ・ホームページやメールマガジン、道立消費生活 センターニュースなどにより、消費生活に関す る最新情報やトラブル事例をわかりやすく道民 に提供します。

■消費者団体活動の促進

・(一社) 北海道消費者協会が行う組織活動や教育 講座の開催への助成など、消費者団体の自主的 活動への支援を行います。

【豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保】

■GAPの導入推進と東京オリ・パラに向けた食 材供給体制の構築

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技 大会における食材調達基準では、農畜産物において第三者認証GAPの認証が必要であるため、この大会を契機とした産地における第三者認証 GAPの導入推進と、関係機関・団体と連携した道産食材供給体制の構築を図ります。

■愛食運動の実施

・地産地消や食育などを総合的に推進する愛食運動が道民運動として定着するよう、「愛食の日」や「愛食フェア」などを活用した普及啓発の実施、北海道食育コーディネーターの派遣などの取組を支援します。

■食品の安全・安心の確保

- ・食品表示110番での情報受付や、生鮮食品等の表示実態調査の実施、食の安全・安心セミナーの開催などにより表示の適正化に努めます。
- ・メニュー等の表示の適正化を図るため、引き続き専用電話「景品表示法ホットライン」を設置し、事業者からの相談に対応するとともに、食品表示監視員による事業者に対する監視指導及び普及啓発を実施します。
- ・食品の安全性確保対策を的確に推進するため、「食品衛生法」に基づき、「平成 30 年度北海道 食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係施 設への立入検査や食品の検査及びと畜場におけ る食肉検査などを実施します。

Ⅱ-1 生活・安心

・安全で健康的な食環境づくりを進めるため、「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」等による営業者の自主衛生管理の推進、消費者への迅速・的確な情報提供に努めます。

【人々が互いに尊重しあう社会づくり】

■あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

・家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じて、 子どもから大人まで各段階に応じ、人権教育・ 啓発を推進します。

■効果的な人権教育・啓発の推進

・道民一人一人が人権の重要性と必要な知識を身に付け、人権への配慮が日常の態度や行動に表れるよう、効果的な啓発手法の検討や人材の育成活用、情報提供の充実強化、相談・支援体制の充実を図ります。

■推進体制の整備

・人権尊重の視点に立った施策を推進するため、 庁内関係機関の密接な連携を図るとともに、国 や市町村、民間団体等とそれぞれの役割に応じ て連携し、効果的な人権啓発活動に取り組みま す。

■男女平等の視点に立った教育の推進

・人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性な ど学校における男女平等の視点に立った教育の 支援に努めます。

■アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上

・教育や生活等において、なお道民一般との格差が見られるため、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第3次)」に基づき、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上のための施策を総合的に推進します。

(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立

【防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上】

■防災訓練の強化

・広域の大雨災害を想定した防災訓練や国民保護 訓練、石油コンビナート総合防災訓練等を国や 道内の防災関係機関と連携の上、実施し、地域 防災力の強化を図ります。

■広域的連携の強化

・本道における大規模災害に備え、「災害時応援・受援マニュアル」について、防災総合訓練等を通じた実践・検証を行うなど、広域的な応援の受入れ体制の整備を進めます。

〈参考〉広域応援協定締結状況

協定名	協定日(改正日)
・全国都道府県における災害時等の	平成8年7月18日
広域応援に関する協定	(平成24年5月18日)
・大規模災害時等の北海道・東北	平成7年10月31日
8道県相互応援に関する協定	(平成26年10月21日)
・災害時等における北海道及び	平成9年11月5日
市町村相互の応援に関する協定	(平成27年3月31日)
・原子力災害時の相互応援 に関する協定	平成 13 年 1 月 31 日

■消防・警察体制の充実

- ・消防防災へリコプターの道警察との共同運航に よる 24 時間運航体制を確保するため、操縦士及 び整備士を養成するとともに、消防防災へリコ プターの購入、格納庫・事務室の整備を行いま す。
- ・消防の広域化や連携・協力の推進など、消防本部や消防団の充実強化を図ります。
- 過去の災害発生状況を踏まえた対処要領の見直 しや訓練の実施、装備資機材の整備等により、 情報収集や救出救助の能力の向上を図り、警察 の危機管理体制を強化します。

■防災関係機関における連携・協力を強化

- ・災害時において、被災市町村等に係る人的・物 的両面からの応援や受援が円滑にできるよう、 広域に及ぶ大雨災害を想定した防災総合訓練を 「防災共通地図」や「災害時応援・受援マニュ アル」を活用して実施します。
- ・災害が発生するおそれのある時など、危機対策のため道(振興局)や市町村、防災関係機関等が速やかに情報の共有等を図る必要がある場合において、「危機管理会議(web会議)」を地域単位で開催します。
- ・火山災害に対する警戒避難体制を構築するため、地域の火山防災協議会における検討を強化し、訓練を実施します。

■市町村の防災対策の取組を支援

・水害や土砂災害に係る避難勧告等の発令の判断 基準の策定支援、市町村が実施する防災訓練や 住民を対象とした避難訓練・防災講話・防災研 修などの企画から実施までのサポートを行うと ともに、防災対策に関して様々なアドバイスを 行う「防災ミーティング」を実施します。

・「防災・減災対策研修」について、より充実した 研修とするため、消防庁が北海道で実施する 「防災・危機管理研修会」と合わせた実施とし ます。

■防災教育の推進と防災意識の高揚

- ・防災教育の担い手及び対象者の拡大を図るため、 「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」を 活用し、協働イベントの実施やポータルサイト による情報発信等を行います。
- ・北海道の過去の自然災害と災害教訓のデータベース作成や、災害の専門家等をアドバイザーとして紹介を行うとともに「避難所運営ゲーム北海道版 (Doはぐ)」、「北海Do防災かるた」、「北の災害食レシピ集」の普及を推進するなど、市町村等の防災教育の取組に対する支援を行います。
- ・ライフラインが途絶した避難生活を想定した 『北の災害食』レシピを作成し、日常の備えへ の意識を高める取組を行います。
- ・北海道地域防災マスターとの連携による自主防 災組織の拡充支援、NPOとの連携強化、道民 一人一人への防災意識の普及啓発などにより、 公助はもとより、自助・共助による草の根レベ ルの地域の防災力の向上を図ります。

■子どもへの防災教育の推進

- ・教職員や児童生徒等の防災意識の向上を図り、 防災に関する指導方法等の開発・普及や地域の 防災関係機関との連携体制を構築するため、実 践的な防災教育を推進します。
- ・道立青少年体験活動支援施設において、地域住 民の参画を得ながら、避難生活の体験や実践的 な防災教育プログラムを実施する防災キャンプ に取り組みます。
- ・小学校等の授業時間を活用した「一日防災学校」を推進し、防災への備えに必要な教育をモデル的に実施することにより、地域防災力の向上を図ります。

■災害時のボランティア活動が円滑に行える体制 づくり

・災害発生時にボランティアの調整や活動を迅速 かつ円滑に行うため、全道レベルの常設の災害 ボランティアセンターの運営のほか、関係機関 のネットワークづくりや人材育成等の取組を促 進します。

【災害に強い地域づくりの推進】

■避難体制の整備

- ・道内の火山観測データの収集、研究分析及び関係機関の連携による住民の安全・火山観測・噴火予知等の火山防災対策の強化を図ります。
- ・地震・津波防災対策を促進するため、市町村の 津波ハザードマップ作成や津波避難計画策定に ついて、有識者を派遣しアドバイスを行うほか、 各振興局に設置している「防災・減災対策推進 地方本部」を通じた支援等を行います。
- ・地震・津波による被害軽減を図るため、被害想定調査を実施し、被害軽減に向けた対策項目など、減災目標(地域目標)策定に向けた検討を進めます。
- ・防災情報を提供する各種システムにより市町村 や防災担当者に迅速な防災情報の伝達を行うと ともに、住民に対する迅速な防災情報の提供や 防災関係機関との情報共有を図ります。
- ・災害のおそれがある場合、道民が適切な避難行動がとれるよう、市町村向けの「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(ひな形)」を、よりわかりやすい内容に改定します。

■多様な住民に配慮した避難対策

・市町村の要請に応じ、社会福祉の専門職員を福祉避難所に派遣するとともに、「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」の活用などにより、市町村の避難行動要支援者等に対する避難対策を促進します。

■原子力防災対策の推進

・原子力災害時における住民避難等を円滑に実施するため、資機材整備や各種研修の実施などに取り組むとともに、関係町村などと緊密に連携して原子力防災訓練を実施するなど、原子力防災対策の充実・強化を図ります。

(7)強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

■北海道強靱化計画(平成27年3月策定)

北海道自らの強靱化のための防災・減災対策のほか、本道のバックアップ機能を発揮し、国全体の強 靱化に貢献していくための施策を総合的かつ計画的に推進します。

道内における自然災害リスク

地震津波

太平洋沖(根室沖)海溝型地震 日本電沿岸地震・津波

火山噴火

900 常時観測火山

異常気象 豪雨、暴風雨、 竜卷、豪雪、器

首都直下地震

• 死者数:約23,000人

·建物全壤:約61万棟

道外における自然災害リスク

南海トラフ地震 建物全換:約2386万棟

• 死者数:約323,000人

起きてはならない最悪の事態

強靱な北海道づくりのための施策(123)

I. 自然災害に対する北海道自らの暗弱性を克服

- 社会資本ストックの者朽化対策、住宅・建築物 等の耐震化対策の推進
- 救助・救急活動と警戒避難体制の整備
- 治水・治山、土砂災害、暴風雪・豪雪対策の

Ⅱ. 国全体の強靭化に貢献するパックアップ機能の発揮

- リスク分散のための企業立地の促進と情報通信ネッ トワークの整備
- 道内外の大規模災害時に備えた災害対応能力の強化
- 食料、エネルギーの安定供給の推進

Ⅲ. 北海道の強靱化、全国の強靱化を支えるネットワーク整備

○ 高規格幹線道路網等の整備 ○北海道新幹線の整備 ○空港、港湾施設の機能強化

【自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服】

■耐震化の推進

- ・避難所となる小・中学校の耐震化を進めるため、 非構造部材を含めた耐震化の促進について研修 会において説明し、また、補助制度の活用につ いて随時個別相談を受けるなど、安全な学校施 設づくりを支援します。
- ・地震発生時に適切な医療提供体制の維持を図る ため、医療施設の耐震化を促進します。
- ・児童生徒等の安全な学習環境の整備に資するた め、学校法人等が行う耐震診断や耐震補強工事、 認定こども園へ移行予定の私立幼稚園の耐震事 業に助成し、私立学校施設の耐震化を促進しま す。
- ・建築物の耐震化を促進するため、民間大規模建築 物の所有者が行う耐震改修を支援する市町村に助 成するほか、橋梁の耐震補強を推進します。
- ・老朽化が著しく、耐震性能が不足している北海 道議会庁舎の改築による整備の取組を進めま す。

■都市防災の充実

建築物の耐震改修の促進や緊急時の公共施設機 能の維持など都市防災の充実強化など、災害に 強いまちづくりに努めます。

■道内交通ネットワークの整備

- ・被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うた め不可欠な高規格幹線道路の整備を促進しま す。
- 災害時における広域交通の分断を回避するた め、地域高規格幹線道路や救助・救急及び物資 輸送のための緊急輸送道路、避難路等の道路整 備を計画的に推進します。

■冬期交通の安全確保のための施策の推進

- ・冬期交通の安全を確保するため、国や市町村と の連携により、交差点排雪や、通学路などを中 心とした歩道除雪の充実を図るとともに、住民 の協力体制づくりを進めます。
- ・冬期交通の安全を確保するため、道路情報提供 装置により、ドライバーへの的確な道路情報の 提供を進めます。
- ・ 冬期交通の安全を確保するため、インターネッ トを活用し、リアルタイムな道路交通情報の提 供を進めます。

■冬期における道路交通環境の充実

・積雪や地吹雪などにより車両の走行に支障をき たしている箇所については、堆雪幅の確保や防 雪柵などの取組を進め、冬期間の道路交通環境 の充実を進めます。

■国土保全対策

- ・水害や土砂災害、高波・海岸侵食などの自然災害による被害に対応するため、河川やダム、砂防設備、海岸保全施設などの整備及び施設の長寿命化を推進します。
- ・水害から住民の生命や財産を守るため、浸水想 定及び河川水位等の情報を提供するなど、迅速 な避難に資する取組を推進します。
- ・土砂災害対策を推進するため、土砂災害警戒区 域等の指定に必要となる基礎調査を実施すると ともに、気象台と共同して行う土砂災害警戒情 報の発表や警戒避難のための情報機器の整備を 図るなどハードとソフトが一体となった効果的 な土砂災害対策を推進します。
- ・被災地域の速やかな復旧・復興に向けて、再度 災害防止を考慮した、堤防や護岸など、被災施 設の本格的な復旧を推進します。
- ・河川の機能を確保するため、従来からの日常管 理型の維持管理に予防保全の考えを取り入れた 計画的な河道内樹木伐採などを推進します。
- ・山地災害に対する早期復旧対策及び山地災害の 危険度が高い地区での重点的予防対策を推進し ます。

■噴火や地震に対する安全性の向上

- ・火山噴火に伴う土砂災害対策として、十勝岳、 北海道駒ヶ岳などの監視システムの整備ととも に、泥流、土石流から人命、財産を守る砂防設 備の整備を推進します。
- ・火山地域において、治山事業により荒廃地等を 復旧整備することを通じ、泥流や土石流など二 次災害の防止対策を推進します。
- ・地震・津波対策として、堤防・護岸等既存海岸 保全施設や河川管理施設の補強改良や津波防護 を目的とした堤防・護岸・海岸防災林の整備を 推進します。

■森林の荒廃の防止

・森林計画制度に基づく森林づくりを推進するため、適切な計画を策定するとともに、森林整備や林道等の路網整備を推進します。また、道有林基本計画に基づいた道有林の整備・管理を着実に推進します。

【国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能の発揮】

■企業誘致活動の展開

・震災を契機とした企業の活動拠点の地方分散化 の動きを捉えて、本社機能の移転等の誘致活動 に取り組みます。

■食料の安定供給の推進

- ・安定した食料供給機能を維持するため、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備や長寿命化対策を着実に推進します。
- ・農水産業の生産力を確保するため、経営安定対 策や担い手確保に資する取組を関係団体と連携 を図りながら推進します。